



平成 28 年 3 月 25 日

各 位

会 社 名 株式会社 N・フィールド
代 表 者 名 代表取締役社長 高 木 三 愛
(コード番号：6077 東証第一部)
問 合 せ 先 専務取締役
管理本部長 檜 垣 慎 司
(TEL. 06-6343-0600)

監査等委員会設置会社移行に伴う内部統制システム構築の基本方針の一部変更の件

当社は、平成 28 年 2 月 15 日付「監査等委員会設置会社への移行及び定款の一部変更に関するお知らせ」にて開示しましたとおり、平成 28 年 3 月 25 日開催の当社第 13 期定時株主総会の承認に基づき、監査等委員会設置会社に移行しました。

これに伴い、平成 28 年 3 月 25 日開催の取締役会において、内部統制システムの基本方針の一部改定を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。なお、変更箇所は下線で示しております。

記

当社は、会社法 362 条第 4 項第 6 号に規定する「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制」(内部統制システム)の整備に向け、以下の体制を構築する。

(1) 当社の取締役及び使用人の職務が法令及び定款に適合することを確保する体制

- ①取締役は、コンプライアンスの確立が経営の根幹であることを深く自覚し、「コンプライアンス規程」他コンプライアンスに関する諸規程を率先して誠実に遵守するとともに、使用人の理解を深め、コンプライアンスを確保する体制を構築する。
- ②コンプライアンス体制を推進するために、使用人の中から 1 名「法令遵守責任者 (コンプライアンスリーダー)」を、各部、各事業所から 1 名以上の「コンプライアンス担当者」を選任する。その役割として社内の法令遵守状況を把握し、必要に応じて改善への働きかけを行うとともに、社内にコンプライアンス違反行為があった場合は、直ちに取締役会へ報告される体制を構築する。
- ③取締役の職務執行の適法性を確保するための牽制機能を期待し、当社と利害関係を有しない社外取締役を選任する。
- ④コンプライアンスに係る通報機能を強化するため、取締役及び使用人を対象とした内部通報体制を構築する。
- ⑤反社会的勢力を断固として排除する姿勢を明確にし、取締役及び使用人すべてに反社会的

勢力とは取引関係を含めて一切の関係を持たないこと、及び反社会的勢力を利用しないことを徹底する。

- ⑥他の業務執行部門から独立した内部監査室による内部監査を実施する。内部監査を通じて各部門の法令・定款・社内規定の遵守状況の監査・内部管理体制の適切性・有効性を検証・評価し、その改善を促すことにより、使用人の職務執行の適正性を確保する。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る文書その他の情報につき、法令・定款及び「社内情報管理規程」「文書管理規程」等に基づき適切に保存および管理を行う。

また、「内部情報管理規程」等に基づき、機密情報の管理を行うことを全社的に推進、徹底する。

(3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスクを一元的に管理し、主要なリスクを抽出、予防の方策、またリスクが発生した場合は迅速な情報収集、分析を的確に行い、被害を最小限に食い止め、再発を防止し、当社の企業価値を保全するための体制を構築する。そのため、リスクに緊急に対応すべく、状況に応じてリスク対策のための会議を設置し、「リスク管理規程」に従った運用及び管理のもと、リスクへの対策を適切に実施する。

(4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

①事業運営について、経営方針や中期事業計画に基づき、その実行計画として年度予算を月度単位で策定し、毎月、経営会議（部長以上の管理職及び役員）を開催し、各事業所の売上高及び営業利益実績について、予算実績差異分析を実施し、報告、検討を行う。取締役はこの報告を受け、定例取締役会で経営上及び予算執行上の重要な課題についての意思決定を行う。

②月1回の定例取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、重要事項の決定及び取締役の業務執行状況の監督を行う。

③企業経営及び日常業務に関して、経営上の判断が必要な場合など、弁護士等と協議し、適宜適切なアドバイスを受け、会社経営における効率性と適法性及び法務リスク管理体制の強化を図る。また、会計監査を担当する監査法人と、定期的な監査のほか、会計上の課題について随時確認を取り、会計処理並びに内部統制組織の適正性の確保に努める。

④日常の職務執行に際しては、職務権限規程に基づき権限の委譲が行われ、各管理職位の権限関係と責任の所在を明確に定めて、会社業務の組織的かつ効果的な運営を図ることができる体制を構築する。

(5) 当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

監査等委員会の職務を補助すべき使用人については、管理本部長が監査等委員会と協議し、当該使用人の配置を協議のうえ決定するものとする。また、各監査等委員が内部監査担当者や管理部門などの業務執行に係る使用人に対して、監査等委員の職務の補助を一時的に依頼した場合についても、同様の体制とする。

- (6) 当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項、及び当該使用人に関する指示の実効性に関する事項
- ① 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の任命・異動については、監査等委員会の同意を得た上で決定する。
 - ② 監査等委員会の職務を補助すべき使用人は、監査等委員会の指揮命令下で職務を遂行するものとするが、監査等委員でない取締役からの独立性に影響がなく監査等委員会の同意を得た場合については、当社の業務執行に係る役職を兼務することができるものとする。
- (7) 当社の監査等委員でない取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制
- ① 各監査等委員は、重要な意思決定の過程及び業務執行状況を把握するため、取締役会の他重要な会議に出席するとともに、稟議書その他業務執行に係る重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役及び使用人に説明を求める。
 - ② 監査等委員会は代表取締役と定期的に意見交換を行い、経営方針の確認や、監査上の重要課題についての情報を共有する。
 - ③ 監査等委員会は内部監査室と監査法人と情報を共有するとともに、必要に応じて社内情報の把握に努める。
 - ④ 監査等委員でない取締役及び使用人からの法令違反や不正行為に関する通報、報告に関する適正な仕組み（内部通報制度）を定める。
- (8) 当社の監査等委員会へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保する体制
- 内部通報制度において、通報、報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止する。
- (9) 当社の監査等委員の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理、費用の前払又は償還の手続きに係る方針
- 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は償還の処理については、監査等委員の請求に従い円滑に行う。
- (10) その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 取締役は、監査等委員会による監査が円滑かつ効果的に実施されるよう環境整備に努める。また、監査等委員会が監査の実施にあたり必要と認めるときは弁護士その他のアドバイザーを任用する機会を保障する。

以上